

海上保安庁長官 殿

国土交通大臣
(公印省略)

令和 8 年度に海上保安庁が達成すべき目標について

中央省庁等改革基本法（平成 10 年法律第 103 号）第 16 条第 6 項第 2 号の規定に基づき、令和 8 年度において海上保安庁が達成すべき目標を次のとおり定めたので、通知する。

1. 領土・領海の堅守、海上保安能力強化について

中国海警局に所属する船舶による領海侵入等や外国海洋調査船の活動の活発化、その他重大な事案が発生するなど、我が国周辺を取り巻く状況がますます厳しくなっている情勢を踏まえ、領海及び排他的経済水域等の監視警戒・取締りを厳格に実施する。また、「海上保安能力強化に関する方針」（令和 4 年 12 月関係閣僚会議決定）に基づき、巡視船・航空機等の増強整備といったハード面の取組に加え、国内外の関係機関との連携・協力の強化等のソフト面の取組も推進することにより、海上保安能力を一層強化する。

[具体的な目標]

- ・ 繰り返される尖閣諸島周辺の我が国領海等への中国海警局に所属する船舶の接近、侵入等の厳しい情勢を踏まえ、関係省庁と緊密に連携し、領海警備に万全を期すこと。また、大和堆周辺海域における違法操業外国漁船への対応及び日本漁船の安全確保、排他的経済水域及び大陸棚における外国海洋調査船による調査活動等の重要事案に適切に対応すること。【主要】（※）
- ・ 新たな脅威に備えた高次的な尖閣領海警備能力、新技術等を活用した隙の無い広域海洋監視能力、大規模・重大事案同時発生に対応できる強靱な事案対処能力の強化のため、巡視船・航空機の整備等を進めること。また、海洋権益確保に資する優位性を持つ

った海洋調査能力の強化のため、測量船の高機能化等を進めること。加えて、強固な業務基盤能力の強化のため、必要となる人材の確保・育成、教育訓練施設の拡充や基地整備等を進めること。

- ・ 戦略的な国内外の関係機関との連携・支援能力の強化のため、警察、自衛隊等の関係機関との連携体制を強化すること。特に、自衛隊とは、それぞれの役割分担の下、あらゆる事態に適切に対応するため、情報共有・連携の深化、武力攻撃事態時における各種の対応要領や訓練の充実を図ること。また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、法の支配に基づく海洋秩序維持の重要性を各国海上保安機関との間で共有するとともに、外国海上保安機関等との連携・協力や諸外国への海上保安能力向上支援を推進すること。

2. 海上における治安の確保について

積極的な情報収集活動等を通じて情勢を正確かつ迅速に把握し、海上犯罪を厳正かつ的確に取り締まるとともに、テロ活動等に対する警備を的確に行う。

[具体的な目標]

- ・ 悪質・巧妙化する密漁、不法投棄、密輸、密航事犯等の海上犯罪に対して、関係機関等と緊密に連携しつつ、法と証拠に基づき、厳正な取締りを実施すること。(※)
- ・ 「海上におけるテロ活動」及び「海上からのテロ活動」による被害発生件数を0件とすること。【主要】

3. 海難の救助について

海難の救助に関し、即応体制を常に整えておくとともに、情報の早期入手及び救助勢力の早期投入を図り、迅速かつ的確な救助を行う。

[具体的な目標]

- ・ 海難における死者・行方不明者を減少させるためには、高い救助率を維持確保することが重要であることから、救助率95%以上とすること。【主要】(※)
- ・ 海難救助では海難情報の早期入手体制の強化が重要であることから、SNS等様々な手段を用いて、緊急通報用電話番号「118番」等の周知・啓発に取り組み、海難発生から2時間以内に海上保安庁が情報を入手する割合（関知率）を85%以上とすること。【主要】(※)

4. 海上交通の安全確保について

海上交通の安全確保に関し、航路標識の整備等を計画的に行うとともに、関係法令に基づく指導、船舶交通の安全のために必要な情報提供等を的確に行うことにより、海難

の未然防止を図る。さらに、近年の激甚化・頻発化する台風等自然災害への対策を推進する。

[具体的な目標]

- ・ 令和12年までに、我が国周辺で発生する船舶事故隻数（本邦に寄港しない外国船舶によるものを除く。）について、令和7年と比較し約1割削減を目指すこと。【主要】
（※）
- ・ ふくそう海域における航路を閉塞するような社会的影響が著しい大規模な船舶事故の発生数を0件とすること。【主要】

5. 海上防災・海洋環境の保全について

激甚化・頻発化する自然災害や大規模な油等流出事故による海上災害の発生リスクに対し防災対策を推進するとともに、油の不法排出や廃棄物の不法投棄等による海洋汚染を防止し、一般市民を対象とした啓発活動を通じて海洋環境の保全に貢献する。

[具体的な目標]

- ・ 大規模地震・津波、大雨・台風等の自然災害、原子力災害及び油や危険・有害物質の排出に伴う海上災害の発生時における災害対応能力の強化を図るとともに、関係機関と連携し、発災初期の情報共有にかかる内容をより充実させた合同防災訓練を345回以上実施すること。【主要】
- ・ 油の不法排出や廃棄物の不法投棄等による海洋汚染の防止を図るため、海事・漁業関係者を対象とした海洋環境保全講習会等による指導、若年齢層を含む一般市民を対象とした啓発活動を510回以上実施すること。（※）

6. 海洋調査等について

海上の安全確保、海洋権益の確保、防災情報の整備・提供といった様々な目的のために適切に海洋調査を実施するとともに、海洋における活動の基盤情報となる調査成果を集約し、目的に応じた効果的な情報提供を実施する。

[具体的な目標]

- ・ 他国による我が国周辺海域での海洋権益の主張や海洋調査の実施及びその成果の発信に対し、我が国の海洋権益及び海洋情報の優位性を確保するべく、海洋調査等を計画的かつ効率的・効果的に実施すること。【主要】
- ・ 「第4期海洋基本計画」（令和5年4月閣議決定）に基づき、関係機関等が運用する各種海洋情報サービスや地理空間情報活用推進基本計画（令和4年3月閣議決定）等に基づき整備される地理空間情報との連携を強化するなど「海洋状況表示システム」の

機能強化に取り組むこと。

- 水路図誌について、船舶の安全かつ能率的な航海に資するべく、海洋調査の調査成果等を基にして、毎週発行する水路通報で情報提供を行う等、水路図誌の情報を適時更新することで、計画的・効果的な情報提供を実施すること。(※)

(※) データの都合上、算出する数値が年度ではなく年集計となる目標